令和4年第4回(9月)上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

| 案件番号 | 案 件 名 | 提出課 | ページ |
|--------|--|---------|-------|
| 議案第94号 | 上越市中小企業者向け融資に係る損失補 償に関する条例の一部改正について | 産業政策課 | 1~2 |
| 議案第95号 | 上越市三和ネイチャーリングホテル米本 陣条例の廃止について | 施設経営管理室 | 3 |
| 議案第99号 | 財産の減額譲渡について | 施設経営管理室 | 4~10 |
| 議案第84号 | 令和4年度上越市一般会計補正予算(第3 号) | 産業政策課ほか | 11~17 |

| 所 | 管 委 員 | 会 | 文教経済常任委員会 |
|---|-------|---|-----------|
| 関 | 係 案 | 件 | 議案第94号 |
| 提 | 出 | 課 | 産業政策課 |

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の 一部改正について

1 改正理由

中小企業の事業再生等に関するガイドラインが策定されたことを受け、同ガイドラインに基づく計画を求償権の放棄等を承認できる対象に追加するなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 求償権の放棄等を承認できる対象として、次に掲げる計画を追加する。(第3条関係)
 - ア 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン又は同ガイドラインを 新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則に基づき成立した弁済計画
 - イ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画又 は弁済計画
- (2) その他文言を整備する。
- 3 施行期日 公布の日
- 4 上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案 改 正 前

(求償権の放棄等の承認)

第3条 略

- 2 前項の場合において、市長は、求償権の 放棄等が第1号から<u>第11号</u>までに掲げる 計画のいずれかに基づくもの又は求償権の 放棄若しくは不等価譲渡が<u>第12号</u>に規定 する買取申込み等の求めに対して行うもの 若しくは不等価譲渡が<u>第13号</u>に規定する 債権買取りの要請に対して行うものであ り、かつ、市長が地域経済の振興に資する と認めるときは、同項の承認をすることが できる。
 - (1) 産業競争力強化法(平成25年法律98号。以下「競争力強化法」という。)第134条第1項の規定により経済産業大臣の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)が、国との委託

(求償権の放棄等の承認)

第3条 略

- 2 前項の場合において、市長は、求償権の 放棄等が第1号から<u>第10号</u>までに掲げる 計画のいずれかに基づくもの又は求償権の 放棄若しくは不等価譲渡が<u>第11号</u>に規定 する買取申込み等の求めに対して行うもの 若しくは不等価譲渡が<u>第12号</u>に規定する 債権買取りの要請に対して行うものであ り、かつ、市長が地域経済の振興に資する と認めるときは、同項の承認をすることが できる。
 - (1) 産業競争力強化法(平成25年法律98号。以下「競争力強化法」という。)第134条第1項の規定により経済産業大臣の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)が、国との委託

| 改 | TF. | 案 |
|----|-----|----------------|
| LX | Ш. | 2/- |

契約により実施する<u>中小企業活性化協議</u> 会事業 として策定を支援した<u>再生計画</u> (2)~(6) 略

(7) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(平成27年12月25日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)又は同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則(令和2年10月30日に同研究会が策定したものをいう。)に基づき成立した弁済計画

(8)~(9) 略

(10) 中小企業の事業再生等に関するガイド ライン(令和4年3月4日に中小企業の 事業再生等に関する研究会が策定したも のをいう。)に基づき成立した事業再生 計画又は弁済計画 (追加)

<u>(11)</u>~<u>(13)</u> 略

改 正 前

契約により実施する<u>中小企業再生支援協議会事業</u>として策定を支援した<u>再建計画</u> (2)~(6) 略

(7) 個人債務者の私的整理に関するガイド ライン(平成23年7月15日に個人債 務者の私的整理に関するガイドライン研 究会が取りまとめたものをいう。)に基 づき成立した弁済計画

(8)~(9) 略

<u>(10)</u>~<u>(12)</u> 略

| 所: | 管 委 員 | 会 | 文教経済常任委員会 |
|----|-------|---|-----------|
| 関 | 係 案 | 件 | 議案第95号 |
| 提 | 提出課 | | 施設経営管理室 |

上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例の廃止について

1 廃止理由

令和3年度から休止している当該施設について、同施設を有料老人ホームとして活用する株式会社AGRI CAREに譲渡するため、供用を廃止するもの

2 施行期日 公布の日

<参考>施設の概要

| | 7 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 施設名称 | 三和ネイチャーリングホテル米本陣 |
| 所 在 地 | 上越市三和区宮崎新田 124 番地 1 |
| | 都市部の住民に農村生活を体験する場を提供することにより、相互の |
| 設置目的 | 交流を促進し、もって農業に対する理解を深めるため、滞在型農村体 |
| | 験施設を設置する。 |
| | (1) 宿泊室 |
| | (2) ログハウス |
| + / =0. E4 | (3) 会議室 |
| 施設一覧 | (4) 浴室 |
| | (5) 食堂 |
| | (6) その他附属施設 |
| 設置年度 | 平成6年度 |

| 所 | 管 委 員 | 会 | 文教経済常任委員会 |
|---|-------|---|-----------|
| 関 | 係 案 | 件 | 議案第99号 |
| 提 | 出 | 課 | 施設経営管理室 |

財産の減額譲渡について

1 譲渡財産の概要

・名 称 三和ネイチャーリングホテル米本陣

·所 在 地 上越市三和区宮崎新田 124 番地 1

·種 類 宿泊温浴施設

・区 分 建物 5 棟 (ホテル、車庫、ログハウス 2 棟、ホテル増築棟)

・構 造 木造(一部鉄骨)造り2階建て ほか

・評価額33,847,844円(固定資産税評価額)

·建築年月 平成6年9月

2 譲渡先

株式会社AGRI CARE

3 譲渡する理由

休止中の施設について、民間事業者の創意工夫を最大限活かした利活用を図ることとし、事業者を募集した結果、2事業者から提案があり、選定委員会での審査において、 株式会社AGRI CAREが優先交渉先として選定された。

これを受け、市としても審査した結果、株式会社AGRI CAREの提案は、同施設を有料老人ホームとして開設し、地域向けに日帰り温浴やカフェの機能を継続するとともに、先に市から譲渡を受けた旧三和米と酒の謎蔵、旧三和味の謎蔵を有床診療所やリハビリセンターとして開設し、公益性の高い福祉・医療サービスを提供するものであり、雇用の創出や地域振興も期待できるものであること、また、有償譲渡の提案であり、施設の維持管理経費や取壊し費用など支出の削減のほか、固定資産税の収入の増加など、市の将来的な財政負担の軽減にも寄与することから、優先交渉先として決定した。

その後、地域向けの説明会や関係者との協議を経て、最終的に株式会社AGRI CAREへの譲渡について一定の理解を得たことから、譲渡するもの

4 譲渡の方法

(1) 減額譲渡

総額 500 万円での有償譲渡の提案があり、内訳は次のとおり 建物について、評価額 33,847,844 円を 2,347,071 円で減額譲渡するもの。なお、 土地は適正価額での譲渡のため、議会の議決は要しない。

| No. | 項目 | 金額 | 備考 |
|-----|----------|---------------|------------------------------------|
| 1 | 土地(民有地) | 2, 243, 170 円 | 非課税、11,806.16 ㎡、適正価額での譲渡、 2 地権者 |
| 2 | 土地 (市有地) | 409, 759 円 | 非課税、2,156.63 ㎡、適正価額での譲渡 |
| 3 | 建物 | 2,347,071 円 | 消費税込み |
| | 計 | 5,000,000 円 | |

(2) 譲渡の条件

- ・令和5年度内(令和6年3月31日まで)に施設(三和ネイチャーリングホテル米本陣)を指定用途である有料老人ホームに供するとともに、日帰り温浴とカフェの機能を提供するものとする。ただし、日帰り温浴とカフェの機能は、需要の減少などやむを得ない理由により、市の承認を得た上で、変更することができるものとする。
- ・事業を開始した日から10年間引き続き指定用途に供するものとする。
- ・指定期間の10年が満了するまでの間、売買物件について、市が実地を調査し、又は所要の報告を求めることができるものとする。
- ・有料老人ホームの入居者の募集に際しては、上越市民を優先するもとする。
- ・市や地域が実施する地域振興の取組に積極的に協力するものとする。
- ・事業期間の満了後、事業継続及び財産処分に制約はないが、未利用の場合は取り 壊すものとする。
- ・令和2年12月に市から取得した旧三和米と酒の謎蔵、旧三和味の謎蔵について、 有床診療所とリハビリセンターとして、有料老人ホームと合わせ、令和5年度内 (令和6年3月31日まで)に供するものとする。
- ・当該施設の職員採用に当たっては、上越市出身者を積極的に雇用するように努めるものとする。
- ・企業グループの各種事業において、区内の商工業者や、三和区産の米、野菜、日本 酒などの産品を積極的に使用するよう努めるものとする。
- ・施設周辺の美しい景観の確保と、自然環境の保全に努めるものとする。

5 減額譲渡の理由

建物の用途が有料老人ホームであり、先に譲渡した施設の用途である有床診療所や リハビリセンターと合わせ一体的に福祉・医療サービスを提供するものであり、公益性 が認められるため

また、施設の休止中の年間の維持管理経費が 2,600 千円、将来的な施設の取壊し費用が 63,800 千円であり支出の削減のほか、固定資産税の収入の増加など、市の将来的な財政負担の軽減にも寄与するため

6 譲渡先の事業計画の概要

提出された事業計画書から抜粋して掲載

- (1) AGRIEグループ全体概要
 - ① 株式会社AGRI CARE
 - ・平成27年9月から、有料老人ホーム事業、訪問看護・訪問介護事業、小規模 保育園事業、在宅医療支援事業
 - ② 医療法人AGRIE
 - ・平成27年9月から、在宅医療事業、入院診療事業、リハビリテーション事業
 - ③ 株式会社リーバー
 - ・平成30年1月から、デジタル医療プラットフォーム事業
 - ④ 有限会社PTV
 - ・令和3年6月から、システム開発事業

(2) わたしたちの目指すビジョン 日本一の在宅療養患者数を支える医療機関 いつでも、どこでも、誰にでも。彩りのある医療をあなたのもとへ



(3) わたしたちの果たすべき使命 わたしたちの手当てと笑顔をもって愛する地域を彩る メドホスピタリティ。アグリコミュニティ。ケアタッチポリシィ



(4) 提案内容

- ① 有料老人ホーム
 - ・重症な方でも安心して生活できる住居を目指して、有料老人ホームを運営
 - ・現在、つくばみらい市とかすみがうら市の 2 か所で本提案と同規模の有床診療所と住宅型有料老人ホームを運営

2015年9月開設:補助金国産木材使用モデル AGRI CARE GARDENつくばみらい 50部屋 MED AGRI CLINICつくばみらい 19床 2019年12月開設:古民家再利用モデル AGRI CARE GARDENかすみがうら 48部屋 MED AGRI CLINICかすみがうら 19床





- ② 上越市全域への在宅医療提供
 - ・直江津や高田など人口の多い地域はもちろんのこと、大潟、頸城、板倉、安塚など高齢化率の高い地域も漏れることなくカバーする。三和区を拠点とすることで、上越市ほぼ全域に在宅医療を提供することができる。
 - ・重症患者は家族の希望に合わせて老人ホームや入院治療、治療の状況に応じて在宅生活へ

③ 雇用の創出と経済効果

- ・40 人規模の有料老人ホームの場合、20 人前後の新規雇用が必要になる。
- ・人手不足の場合、都市部や海外から若い人材を呼び込むことが可能(茨城県 等で実績あり)
- ・先に譲渡を受けた旧三和米と酒の謎蔵、旧三和味の謎蔵を有床診療所やリハ ビリセンターとすることで、有料老人ホーム入居者に医療を提供するなど、 連携し一体的な利活用を図る。
- ・将来的には、カルテ代行入力やコールセンター、診療報酬請求など、在宅医療のバックオフィス機能を担うことも検討する。
- ④ 温浴施設・カフェとしての機能を活用
 - ・午前は入居者用の浴室として利用、午後は一般開放し、温浴施設として利用 を継続
 - ・カフェの機能はそのまま残し、地域住民にも活用可能な場として提供
 - ※住民説明会等の場で、参加者から無理に提供する必要はないとの意見もあり、 事業者としても当初は計画通り提供するが、継続は需要等も踏まえ判断する こととした。





7 譲渡先決定までの経過

- (1) サウンディング型市場調査(民間事業者との対話調査)の実施
 - ① スケジュール等

実施要領の公表 申込期限 令和3年6月30日 令和3年8月4日

市場調査の実施 令和3年8月18日から9月30日まで

実施結果概要の公表 令和3年10月29日

② 主な提案内容

- ・2 者から、施設の譲渡・貸付けを受けた上で、温浴宿泊施設での利活用の提案があった。
- •1者から、施設の指定管理を受けた上で、温浴宿泊施設での利活用の提案があった。

③ 調査後の対応

施設の譲渡・貸付けによる利活用について、具体的な事業計画や収支計画の企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を優先交渉先とするプロポーザルを実施することとした。

- (2) プロポーザル (施設の民間譲渡・貸付けに係る事業者等募集) の実施
 - ① 公募期間

令和4年3月14日から4月12日まで(30日間)

② 主な条件

- ・行政が主体ではなく、まずは民間事業者等の創意工夫を最大限活かす方策を第 一に考え、施設の譲渡・貸付けによる利活用を前提とすることとし、民間事業者 等の経験やノウハウを活用した施設の利活用策の企画提案であること
- ・現状の事業内容(宿泊温浴施設)を継続することを優先するが、地域活性化や地域貢献に資する全く新たな用途での活用や、現状の事業内容の一部継続、新たな機能の追加の提案も可能とする。
- ・運営開始から原則 10 年以上継続して提案事業の用途に供すること
- ・施設の譲渡の場合にあっては、事業期間の満了後、提案者の意向による事業継続 及び財産処分に制約はないが、未利用の場合は取り壊すこと
- ・貸付けの場合にあっては、貸付契約満了時に、提案者による施設等の原状回復又 は市が算定する価格による譲渡について、市と改めて協議すること

③ 応募団体

2 者

④ 選定委員会の選定結果

ア 選定委員会の構成

| 種別 | 選定委員 |
|--------------|---------------------------|
| 経営に精通している人 | 平野 康晴 (中小企業診断士) |
| 財務会計に精通している人 | 村椿 正子 (税理士) |
| 施設が所在する地域の | 渡邉 正芳(特定非営利活動法人三和区振興会理事長) |
| 代表者 | 渡邉 博文 (三和区町内会長協議会会長) |
| 上越市財務部長 | 柳澤 祐人 |
| 上越市産業観光交流部長 | 阿部 俊和 |
| 上越市三和区総合事務所長 | 金子 良仁 |

イ 選定委員会の開催

| 開催日 | 内容 | 出席委員 |
|-----------|--------------------|------|
| 令和4年4月19日 | 書類審査、面接審査、優先交渉先の選定 | 7 人 |

ウ 選定の考え方

- ・「資格要件の適合性」、「事業要件の適合性」、「安定経営の適合性」の要件を満たした上で、「市の財政負担の軽減(施設の活用形態)」と「施設の有効活用」が図れる提案者を第一順位の優先交渉先として選定する。また、必要に応じ、第二順位の優先交渉先を選定する。
- ・施設の譲渡又は貸付け、有償又は無償、市への財政支援の要求の有無などにより、市の財政負担に影響を与えることから、活用形態別に優先順位を設定し、市の財政負担の軽減につながる提案者を優先交渉先として選定する。
- ・施設の活用方法について、活用方法別に優先順位を設定し、施設の有効活用 や利活用が図れる提案者を優先する。

エ 優先交渉先の決定

半数以上の委員から60点以上の評価があったもので、かつ、最も多くの委員が第一順位に評価したものを、第一順位の優先交渉先とする。

オ 審査項目及び配点

| 審査項目 | ①全体の評価 | ②事業計画の 具体性 | ③資金計画・ 収支計画 | ④その他加点 | 計 |
|------|--------|---------------|----------------|--------|-------|
| 配点 | 20 点 | 50 点 | 20 点 | 10 点 | 100 点 |

カ 審査結果

書類審査及び面接審査を行い、半数以上の委員から 60 点以上の評価があったもので、かつ、最も多くの委員が第一順位に評価した株式会社AGRI CAR Eについて、委員間で協議の上、選定委員会の総意として優先交渉先として選定した。

| 応募団体 | 株式会社AGRI CARE | | | | | | B社 | | | |
|-------------------|---------------|----|---------------------------|-------------|----|-----|-----------------------------|------|----|---|
| 活用形態 | | 有 | 「償譲渡 | Ť | | | 無 | 償貸付 | け | |
| 市の財政負担 | 維持管置 | | | 費の経費 | | | 維持管理費の経費縮減 投資費用の経費増加(要望) | | | |
| 活用方法 | 日帰り | | 老人ホ [・] : カフェ | ーム - の機能 | 総続 | | 宿》 | 白温浴剂 | 施設 | |
| 審査結果 | 点数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 点数 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| A委員 | 76 | 16 | 36 | 16 | 8 | 42 | 8 | 24 | 4 | 6 |
| B委員 | 64 | 16 | 30 | 16 | 2 | 64 | 12 | 36 | 8 | 8 |
| C委員 | 74 | 18 | 36 | 14 | 6 | 34 | 4 | 20 | 6 | 4 |
| D委員 | 74 | 16 | 38 | 12 | 8 | 54 | 10 | 28 | 10 | 6 |
| E委員 | 78 | 16 | 38 | 14 | 10 | 46 | 10 | 24 | 8 | 4 |
| F委員 | 70 | 16 | 34 | 12 | 8 | 54 | 10 | 28 | 10 | 6 |
| G委員 | 82 | 16 | 42 | 16 | 8 | 48 | 8 | 24 | 8 | 8 |
| 60 点以上の 点数の委員数 | 7/7 | | | | | 1/7 | _ | | | |

キ 優先交渉先に対する委員からの主な意見

- ・関東圏での実績があり、上越の地域性を知った上での事業展開であり、実現 性や継続性を有している。
- ・事業の方向性は時代に合致しており、高齢化社会のニーズを取り込んでいる。
- ・カフェ、日帰り温浴機能の提供は、地域活性化や交流面でも影響は大きい。
- ・雇用増は、移住・転入も含めて、当市に好影響を与える。
- ・良好な財務内容に裏付けられた計画である。

(3) 審査結果を踏まえた市の対応

以下の理由から、株式会社AGRI CAREを優先交渉先として、施設の譲渡・ 有効活用に向けた交渉を進めることとした。

なお、地域住民等関係者の皆様へ説明し、理解をいただけるよう努めるとともに、 一定の整理がついた段階で、施設設置条例の廃止など具体的な手続を進めることと した。

<交渉先とした理由>

- ・選定委員会において、優先交渉先に選定されたこと
- ・提案事業者の財務内容も良好であり、かつ同者の実績のある事業の実施であり、 事業の実現性・継続性を有していること
- ・有料老人ホームや有床診療、訪問診療、リハビリセンター、将来的な在宅医療バックオフィス機能などにより、安定的な雇用創出が期待できること
- ・既に譲渡済みである旧三和米と酒の謎蔵、旧三和味の謎蔵と一体的な福祉・医療サービスの提供が期待できること
- ・温浴施設やカフェなど、従前の用途を引き続き継続することで、地域振興が図れる こと
- ・有償譲渡の提案であり、施設の取壊し費用など市の将来支出の削減や、固定資産税 収入の増加など、市の財政負担の軽減に寄与すること

(4) 優先交渉先決定以降の対応

以下のとおり地域住民等関係者の皆様へ説明を行い、一定の理解を得たと判断した。

令和4年 4月27日 三和区地域協議会での説明(1回目)

5月17日 三和区町内会長協議会役員会での説明

5月18日 住民説明会の開催(1回目:住民参加25人、報道機関2社)

6月14日 地元町内会での説明

6月28日 三和区地域協議会での説明(2回目)

7月 6日 三和区町内会長協議会での説明

7月12日 住民説明会の開催(2回目:住民参加14人)

7月27日 三和区地域協議会で条例廃止の諮問

同日付けで「支障なし」の答申

| 所 | 管 委 員 | 会 | 文教経済常任委員会 |
|---|-------|---|-----------|
| 関 | 係 案 | 件 | 議案第84号 |
| 提 | 出 | 課 | 産業政策課 |

| 歳出科目 (P24~P25) 5 款 1 項 1 目 | 労働諸費 |
|----------------------------|------|
|----------------------------|------|

| 事 業 名 | 補正前 | 補正額 | 補 正 後 |
|--------|---------|--------|---------|
| 雇用対策事業 | 33, 511 | 9, 746 | 43, 257 |

| | 主 な 補 | 正 財 | 源 | | 主 | な | 経 | 費 | |
|------|-------|-----|---|--------|------|--------|---|---|--|
| 一般財源 | 9,746 | | | 負担金補助及 | び交付金 | | | | |
| | | | | | | 9, 746 | | | |
| | | | | | | | | | |

○市内企業雇用促進事業 9,746

【補正理由】

移住・就業支援金及び就労促進家賃補助金について、転入に伴う就職者の申請が増加したことから今後の新規申請を見込み、所要額を増額するもの

【補正内容】

| 項目 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|------------|---------|--------|---------|
| 負担金補助及び交付金 | 18, 926 | 9, 746 | 28, 672 |
| 移住・就業支援金 | 14, 500 | 8, 276 | 22, 776 |
| 就労促進家賃補助金 | 4, 426 | 1, 470 | 5, 896 |

• 補助金交付見込額

①移住・就業支援金

| 区分 | 単身 | 世帯 | 若者 | 子育て | 金額 |
|-------|-----|------|-------|-------|-----------|
| 当初見込み | 7 件 | 8 件 | 11 世帯 | 4 世帯 | 14,500 千円 |
| 実績見込み | 4 件 | 14 件 | 10 世帯 | 10 世帯 | 19,600 千円 |

②就労促進家賃補助金

| マハ マハ | | 申請件数 | | <u> </u> |
|-------|------|------|------|----------|
| 区分 | | 新規 | 継続 | 金額 |
| 当初見込み | 64 件 | 32 件 | 32 件 | 4,426 千円 |
| 実績見込み | 96 件 | 70 件 | 26 件 | 9,072 千円 |

[※]補正前において、就労促進家賃補助金に予算の不足が生じ、移住・就業支援金からの 流用により対応したことから、実績見込みと補正後予算に差が生じている。

【令和4年度目標の変更】

移住・就業支援金の申請件数:18件(変更前:15件)

就労促進家賃補助金の新規申請件数:70件(変更前:32件)

| 歳出科目 (P26~P27) | 7款1項1目 | 商工総務費 |
|----------------|-------------|-------|
| | 7 秋 1 快 1 日 | |

| 事 業 名 | 補正前 | 補正額 | 補 正 後 |
|-----------|---------|--------|---------|
| 産業振興総務管理費 | 64, 522 | 2, 500 | 67, 022 |

| | 主 な 補 | 正 財 | 源 | 主 | な | 経 | 費 | |
|------|--------|-----|---|------------|--------|---|---|--|
| 一般財源 | 2, 500 | | | 負担金補助及び交付金 | 仓 | | | |
| | | | | | 2, 500 | | | |
| | | | | | | | | |

○創業の促進 2,500

【補正理由】

新規創業者を支援する補助金について、申請件数が当初の見込みを上回ったことから、 今後の新規申請を見込み、所要額を増額するもの

【補正内容】

| 項目 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|--------------------|--------|--------|---------|
| 負担金補助及び交付金 | 8, 144 | 2, 500 | 10, 644 |
| 創業スタートアップ支援補 助金 | 5, 000 | 2, 500 | 7, 500 |

·補助金交付見込額 2,500 千円

500 千円×5 件(補助率 1/2 上限額 500 千円)

| 歳出科目 (P26~P27) | 7款1項2目 | 商工振興費 |
|----------------|--------|-------|
| | | |

| 事 業 名 | 補 正 前 | 補正額 | 補 正 後 |
|--------------|---------|--------|---------|
| 中心市街地活性化対策事業 | 27, 937 | 4, 000 | 31, 937 |

| | 主 な 補 | 正財 | 源 | 主 | : | な | 経 | 費 | |
|------|-------|----|---|----------|----|-------|---|---|--|
| 一般財源 | 4,000 | | | 負担金補助及び交 | 付金 | | | | |
| | | | | | | 4,000 | | | |
| | | | | | | | | | |

○空き店舗等利用促進補助金(中心市街地対応型) 4,000

【補正理由】

中心市街地の空き店舗等へ出店する事業者への補助金について、申請が当初の見込みを上回ったことから、今後の新規申請を見込み、所要額を増額するもの

【補正内容】

| | 項目 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|------------|----------------------------|--------|--------|--------|
| 負担金補助及び交付金 | | 4, 500 | 4,000 | 8, 500 |
| | 空き店舗等利用促進補助金 (中心市街地対応型) | 4, 500 | 4, 000 | 8, 500 |

·補助金交付見込額 4,000 千円

2,000 千円×1 件(全床利用 補助率 1/2 上限額 2,000 千円)

1,000 千円×2 件 (1 階利用 補助率 1/2 上限額 1,000 千円)

【令和4年度目標の変更】

補助件数:7件(変更前:4件)

| 提 出 課 観光交流推進 | 進課 |
|---------------|----|
|---------------|----|

| 歳出科目 (P26~P27) 7 款 1 項 3 目 観光交流費 |
|--------------------------------------|
|--------------------------------------|

| 事 | 業 | 名 | 補正前 | 補 正 額 | 補正後 |
|---|--------|---|----------|--------|----------|
| 1 | `ベント推進 | 費 | 136, 871 | 7, 595 | 144, 466 |

| | 主 な 補 | 正 財 | 源 | | 主 | な | 経 | 費 | |
|------|--------|-----|---|---------|------|--------|---|---|--|
| 一般財源 | 7, 595 | | | 負担金補助及7 | び交付金 | | | | |
| | | | | | | 7, 595 | | | |
| | | | | | | | | | |

○観桜会等事業 7,595

【補正理由】

高田城址公園観桜会の会期を延長したことなどにより、来年の観桜会の準備経費等の補助金に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

| 項目 | | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|----|-----------|---------|--------|---------|
| 負 | 担金補助及び交付金 | 71, 808 | 7, 595 | 79, 403 |
| | 観桜会事業補助金 | 71, 808 | 7, 595 | 79, 403 |

提 出 課 施設経営管理室

| 歳出科目 (P26~P27) 7款1項3目 観光交流費 |
|---------------------------------|
|---------------------------------|

単位:千円

| 事 | 事 業 名 | | 補正前 | 補 正 額 | 補正後 |
|-----------|-------|--|----------|---------|----------|
| 観光施設等管理事業 | | | 474, 583 | 10, 997 | 485, 580 |

| | 主 な 補 | 正 財 | 源 | | 主 | な | 経 | 費 | |
|------|--------|-----|---|-------|---|--------|---|---|--|
| 諸収入 | 5, 401 | | | 委託料 | | 5, 596 | | | |
| 一般財源 | 5, 596 | | | 備品購入費 | | 5, 401 | | | |
| | | | | | | | | | |

○安塚雪だるま高原管理運営費 5,401

【補正理由】

安塚雪だるま高原でのインクルーシブ野外活動推進事業において、公益財団法人日本パラスポーツ協会が実施する障害者スポーツ実施環境の構築支援事業を受託したことから、 事業実施に必要な専用のスキー用具等を購入するための経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

| 項目 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|----------------------------|-----|--------|--------|
| 諸収入 | 0 | 5, 401 | 5, 401 |
| 公益財団法人日本パラスポーツ 協会事業受託収入 | 0 | 5, 401 | 5, 401 |

(歳出)

| 項目 | 補正前 | 補正額 | 補正後 | |
|----------|--------|--------|--------|--|
| 備品購入費 | 3, 590 | 5, 401 | 8, 991 | |
| 事業用備品購入費 | 3, 590 | 5, 401 | 8, 991 | |

○事業用備品の内訳

・デュアルスキー 1台

全介助が必要な障害のある人でも、専門のトレーニングを受けたスタッフがコントロールして安全にスキーを楽しむことができる。



・スノーカート 1台

車椅子常用で不随意運動のある人でも 自分の意志で操作してスキーを楽しむこ とができる。



・チェアスキー 1台

パラリンピック等で使用されており、 上達すれば一人で操作してスキーを楽し むことができる。



・ヒッポキャンプ 1台

アウトドア用車椅子としてグリーン シーズンの活動や、部品を替えれば雪原 でも活動できる。



○吉川スカイトピア遊ランド管理運営費 811

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和 3 年度分の指定管理料の見直しを行った公の施設において、更なる収支不足が生じたことから、不足額を精算するため、令和 4 年度の指定管理料の増額を行うもの

【補正内容】

○指定管理業務委託料

| | 項目 | 補正前 | 補正前 補正額 | | |
|-------------|----|---------|---------|---------|--|
| 委託 | 料 | 10, 662 | 811 | 11, 473 | |
| 施設管理運営業務委託料 | | 10, 662 | 811 | 11, 473 | |

○対象施設

| | 令和3年度指定管理料の見直し実績 | | | | |
|------------------------------|------------------|--------|-----------------|--|--|
| 施設名 | 3月補正後の | 指定管理料 | 差引 | | |
| (指定管理者) | 現計予算額 | 支払必要額 | | | |
| | (A) | (B) | (C) = (A) - (B) | | |
| 吉川スカイトピア遊ランド (株式会社みなもとの郷) | 8, 809 | 9, 620 | ▲811 | | |

○三和ネイチャーリングホテル米本陣管理運営費 4,785

【補正理由】

三和ネイチャーリングホテル米本陣の施設の民間事業者への譲渡に伴い、同施設内の不要物品を処分するための経費を増額するもの

【補正内容】

| 項目 | 補正前 | 補正額 | 補正後 | |
|---------|--------|--------|--------|--|
| 委託料 | 1, 472 | 4, 785 | 6, 257 | |
| 施設管理委託料 | 1, 472 | 4, 785 | 6, 257 | |

| 歳出科目 (P26~P27) | 7款1項5目 | 観光物産センター費 |
|----------------|--------|-----------|
| | | |

| 事 | 業 | 名 | 補 正 前 | 補 正 額 | 補 正 後 |
|---------------|---|---------|---------|---------|-------|
| 観光物産センター管理運営費 | | 21, 381 | 21, 014 | 42, 395 | |

| | 主 な 補 | 正財 | 源 | | 主 | な | 経 | 費 | |
|------|--------|----|---|-------|---|---------|---|---|--|
| 一般財源 | 21,014 | | | 工事請負費 | | 21, 014 | | | |
| | | | | | | | | | |

【補正理由】

経年劣化に伴い上越観光物産センターの非常用発電機が修理不能となったため、当該設備の更新に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

| 項目 | 補正前 | 補正額 | 補正後 | |
|--------|-----|---------|---------|--|
| 工事請負費 | 0 | 21, 014 | 21, 014 | |
| 施設整備工事 | 0 | 21, 014 | 21, 014 | |